

特別支援学校 担当者 様  
就労継続支援 B 型事業所 管理者 様  
就労移行支援事業所 管理者 様  
相談支援事業所 管理者 様

浜松市健康福祉部障害保健福祉課長  
久保田 尚宏

令和 3 年度における  
新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の  
就労アセスメントの臨時的な取扱いの変更について

日頃より、当市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 8 報）」  
（令和 3 年 3 月 23 日付国事務連絡）を鑑みて、当課が発出した「令和 3 年度における新型  
コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の就労アセスメントの臨時的  
な取扱い」（令和 3 年 3 月 10 日付当市通知）について、下記のとおり取扱いを変更いたし  
ます。

記

1. 取扱い

変更前	変更後
<p>①令和 3 年度卒業予定者に関する就労アセスメントについては、</p> <p>「新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の就労アセスメントの臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 9 月 28 日付当市通知）のとおりといたします。</p>	<p>①令和 3 年度卒業予定者に関する就労アセスメントについては、</p> <p>令和 2 年度中に「新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の就労アセスメントの臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 9 月 28 日付当市通知）にもとづいて特別支援学校等が作成した就労アセスメント結果連絡票を、従来の就労アセスメント結果連絡票の代わりとすることができます。</p> <p>令和 3 年度以降の就労アセスメントは、従来通りの取扱いに戻します。</p>

変更前	変更後
②令和4年度卒業予定者に関する就労アセスメントについては、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、令和3年9月頃に取り扱いを通知いたします。	② (削除)

**【連絡先】**

浜松市役所 障害保健福祉課  
生活支援第2G 栗野  
電話457-2863